



## 碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

注：※1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」の事。

※2 原本証明（原本と相違ない旨の文言、作成年月日、住所、法人名、代表者名を記入し、社印を押印）をする事。

その他：1 法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。

2 法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

その他不明な点は、碧南市役所水道課給水業務係までお問い合わせください。

（電話 0566-95-9914）



## 碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

- 注：※1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」の事。
- ※2 原本証明（原本と相違ない旨の文言、作成年月日、住所、法人名、代表者名を記入し、社印を押印）をする事。

- その他：1 法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。
- 2 法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

その他不明な点は、碧南市役所水道課給水業務係までお問い合わせください。

（電話 0566-95-9914）

碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

			新規		更新		変更						廃止	再開	休止
							氏名※1		代表者	役員	給水装置工事主任技術者				
							住所	名称			法人	法人			
法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	法人	法人	個人						
提出書類等	指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1	○	○	○	○	/						休止・再開届出書 様式第1-1)	指定給水装置工事事業者廃止・	
	機械器具調書	別表	○	○	○	○									
	事業所・倉庫の所在位置図及び写真		○	○	所在変更した場合は○		所在変更した場合は○		—	—	—	—			
	指定事項変更届出書	様式第10	/		/		○	○	○	○	○	○			
	主任技術者選任・解任届	様式第3					○	○	選任・解任があれば○		—	—	—	○	○
	誓約書	様式第2	○	○	○	○	—	—	○	○	—	—	廃止した日から30日以内	休止した日から30日以内・再開の日から10日以内	
	定款の写し※2	割印原本証明	○	—	○	—	○	—	○	—	—	—			
	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	原本	○	—	○	—	○	—	○	○	—	—			
	住民票の写し	原本	—	○	—	○	—	○	—	—	—	—			
	給水装置工事主任技術者免状及び証の写し		○	○	○	○	—	—	—	—	○	○			
	営業実態等に関する調査票		○	○	○	○	内容に変更があれば○						—	—	
	指定証		後日交付		返納、後日交付		名称変更は返納		返納	—	—	—	返納	返納不要	
手数料		10,000円		10,000円		—		—	—	—	—	—	—		

## 碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

- 注：※1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」の事。
- ※2 原本証明（原本と相違ない旨の文言、作成年月日、住所、法人名、代表者名を記入し、社印を押印）をする事。

- その他：1 法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。
- 2 法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

その他不明な点は、碧南市役所水道課給水業務係までお問い合わせください。

（電話 0566-95-9914）



## 碧南市指定給水装置工事事業者指定申請における必要書類等一覧表

注：※1 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」の事。

※2 原本証明（原本と相違ない旨の文言、作成年月日、住所、法人名、代表者名を記入し、社印を押印）をする事。

その他：1 法人、個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできません。この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。

2 法人格の変更（有限→株式などの変更）は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

その他不明な点は、碧南市役所水道課給水業務係までお問い合わせください。

（電話 0566-95-9914）